

○総務省告示第二百七十九号

電波法（昭和二十五年法律第三百三十一号）を実施するため、同法第二十四条の十二第二項において準用する同法第二十四条の八第一項の規定により立入検査をする職員の身分を示す証明書を次のとおり定め、電波法及び放送法の一部を改正する法律（令和七年法律第二十七号）の施行の日（令和七年十月一日）から施行する。

なお、平成十九年総務省告示第五十八号（登録外国点検事業者検査職員が携帯しなければならない証明書を定める件）は、令和七年九月三十日限り廃止する。

令和七年八月二十五日

総務大臣 村上誠一郎

1 表面

第 号

登録外国点検事業者検査職員証明書

この証明書を携帯する職員は、電波法第24条の12第2項において準用する同法第24条の8第1項の規定により立入検査をする権限を有する者であることを証する。

所 屬
氏 名
交 付
有 効 期 限
年 月 日
年 月 日

總 務 省 印

2 裏面

CERTIFICATE

Mr/Ms.

Inspector of Registered Private Foreign Examination's Agent

Ministry of Internal Affairs and Communications

JAPAN

備考 大きさは、縦 6 センチメートル、横 9 センチメートルとする。